

令和 5 年組合議会 8 月定例会 (令和 5 年 8 月 4 日)

上尾桶川伊奈衛生組合
議 会 会 議 録

上尾桶川伊奈衛生組合議会

令和5年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

8月4日(金)	○議事日程	3
	○出席議員	4
	○欠席議員	4
	○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
	○職務のため議場に出席した人	5
	○開会及び開議の宣告	6
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○議事日程の報告	6
	○諸報告	6
	○管理者提出議案の報告及び上程	7
	○提出議案の説明	7
	○監査報告	12
	○提出議案に対する質疑	13
	○衛生組合事務に対する一般質問	26
	○討 論	36
	○採 決	37
	○閉会中の継続審査	37
	○管理者の挨拶	37
	○閉会の宣告	38

○ 招 集 告 示

上尾、桶川、伊奈衛生組合告示第6号

令和5年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会を次のとおり招集する。

令和5年7月25日

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小野克典

- 1 日 時 令和5年8月4日（金） 午前10時
- 2 場 所 上尾、桶川、伊奈衛生組合議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	星 野 充 生 議員	2 番	井 上 智 則 議員
3 番	藤 原 義 春 議員	4 番	田 中 一 崇 議員
5 番	岡 野 千 枝 子 議員	6 番	池 田 達 生 議員
7 番	新 島 光 明 議員	8 番	小 川 明 仁 議員
9 番	仲 又 清 美 議員	10 番	大 沢 淳 議員
11 番	北 村 あ や こ 議員	12 番	浦 和 三 郎 議員

不応招議員（なし）

8 月 定 例 会

第 1 日

令和5年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会 第1日

令和5年8月4日（金曜日）

○議 事 日 程

第1 開 会

第2 開 議

第3 会議録署名議員の指名

第4 会期の決定

第5 諸 報 告

第6 管理者提出議案の報告及び上程

第7 提出議案の説明

第8 監査報告

第9 提出議案に対する質疑

第10 衛生組合事務に対する一般質問

第11 討 論

第12 採 決

第13 閉会中の継続審査

第14 閉 会

○出席議員（12名）

1番	星	野	充	生	議員
2番	井	上	智	則	議員
3番	藤	原	義	春	議員
4番	田	中	一	崇	議員
5番	岡	野	千	枝子	議員
6番	池	田	達	生	議員
7番	新	島	光	明	議員
8番	小	川	明	仁	議員
9番	仲	又	清	美	議員
10番	大	沢		淳	議員
11番	北	村	あ	やこ	議員
12番	浦	和	三	郎	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	小	野	克	典	君
副管理者	畠	山		稔	君
副管理者	大	島		清	君
会計管理者	小	高		稔	君
監査委員	野	本	一	人	君
組合事務局長	滝	瀬	利	二	君
組合事務局長次	稲	垣	達	也	君
組合事務局長次	大	野		優	君
参与	堀	口	慎	一	君
参与	金	子	由	則	君
参与	久	木		正	君
参与	柳	川	忠	明	君

参 与 矢 代 雅 之 君
参 与 濱 野 邦 光 君

○職務のため議場に出席した人

書 記 長 松 澤 義 章 君
書 記 和 田 一 駿 君
組合事務局 監 物 幹 也 君
主 任

午前10時00分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（浦和三郎議員） ただいまから令和5年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△会議録署名議員の指名

○議長（浦和三郎議員） これより議事に入ります。

初めに、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、

6番 池田達生議員

8番 小川明仁議員

以上、2名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（浦和三郎議員） 次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（浦和三郎議員） 御異議なしと認め、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

△議事日程の報告

○議長（浦和三郎議員） なお、本日の会議日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△諸報告

○議長（浦和三郎議員） この際、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため管理者以下関係職員の出席を求めていますので、御了承願います。

次に、現金出納検査報告書につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願

ます。

次に、行政視察の結果につきましては、報告書としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

△管理者提出議案の報告及び上程

○議長（浦和三郎議員） 次に、本定例会に管理者から第10号議案から第12号議案までの議案3件の提出がありましたので、御報告いたします。

なお、議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△提出議案の説明

○議長（浦和三郎議員） 次に、本定例会に管理者から提出されました第10号議案から第12号議案までの議案3件を一括して議題といたします。

管理者から提出議案に対する説明を求めます。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） おはようございます。

本日ここに、令和5年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては大変御多用の中にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会におきまして御審議いただきます第10号議案から第12号議案につきまして、順次その内容を説明させていただきます。

初めに、第10号議案 令和4年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、地方自治法第233条第3項の規定によりまして議会の認定に付するものでございます。

次に、第11号議案 令和5年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第1回）についてでございますが、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ180万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ2億7,966万9,000円としたいので、この案を御提案申し上げるものでございます。

次に、第12号議案 公平委員会委員の選任についてでございますが、公平委員会委員の榎

本床一氏が令和5年9月5日付で任期満了となりますので、後任として白根勉氏を選任することについての同意を得るものでございます。なお、白根勉氏の経歴につきましては、資料として配布させていただいておりますので、御覧をいただきたいと思っております。

以上で私の説明を終了させていただきますが、詳細につきましては事務局長から御説明申し上げますので、何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（浦和三郎議員） 続いて、当局から細部説明を求めます。

滝瀬事務局長。

〔組合事務局長 滝瀬利二君 登壇〕

○組合事務局長（滝瀬利二君） おはようございます。

それでは、第10号議案 令和4年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について補足説明をさせていただきます。

また、参考資料といたしまして、令和4年度主要な施策の成果に関する説明書も併せて御覧ください。

なお、説明の際は、令和4年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算については単に決算書、また、令和4年度主要な施策の成果に関する説明書については単に説明書とさせていただきます。

決算書の1ページと2ページを御覧ください。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金から6款諸収入までの歳入合計は、予算現額3億4,103万8,000円、調定額と収入済額は同額の3億4,120万4,482円で、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。予算現額と収入済額との比較では16万6,482円の増額でございました。

次に、3ページと4ページを御覧ください。

歳出でございますが、1款議会費から5款予備費までの歳出合計は、予算現額3億4,103万8,000円、支出済額は3億3,259万1,985円、翌年度繰越額はございませんでしたので、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、同額の844万6,015円で行いました。

歳入合計額から歳出合計額を差し引きました残額は、欄外に記載のとおり861万2,497円となったところでございます。

続きまして、5ページ以降の事項別明細書で御説明させていただきます。

5ページ、6ページを御覧ください。

歳入から説明させていただきます。

1 款分担金及び負担金でございますが、こちらは構成市町からの負担金でございます。

各市町の負担額は、備考欄に記載されているとおりでございます。負担割合につきましては説明書の4ページを御覧ください。こちらに負担金等比較表がございますとおり、令和4年1月1日現在の人口を基準とした負担割合でございます。負担金額は、前年度より0.06%の減でございます。

決算書にお戻りいただきまして、2 款使用料及び手数料、1 項使用料でございますが、3 万6,000円の収入となっておりますが、自動販売機設置に係る行政財産の使用料でございます。

2 項手数料でございますが、70万55円の収入となっておりますが、これはし尿処理手数料として1.8トン当たり50円として、年間2万5,202トンを受け入れたものでございます。

令和4年度の収集処理量は、説明書の3ページの1、計画処理区域内の状況の(2)を御覧ください。処理収集量は前年度より691トン、率にして2.67%の減少でございます。くみ取りし尿は前年度より169トン、率にいたしまして9.83%の増加、浄化槽汚泥は前年度より860トン、率にいたしまして3.56%の減少でございます。構成市町の内訳につきましては、資料のとおりでございます。

決算書にお戻りいただきまして、3 款財産収入、1 項財産運用収入でございますが、4,254円の収入でございましたが、財政調整基金の運用利子でございます。

次に、4 款繰入金、1 項基金繰入金でございますが、財政調整基金から7,375万円の繰入金がございました。

次に、5 款繰越金は1,058万777円を令和3年度から繰越金として収入したものでございます。

次に、7 ページ、8 ページを御覧ください。

6 款諸収入、1 項組合預金利子でございますが、普通預金利子として2円を収入したものでございます。

2 項雑入でございますが、1 目雑入の内訳は備考欄のとおりでございます。

2 目弁償金でございますが、原子力発電所事故に伴う損害賠償でございます。

以上、歳入合計で予算現額は3億4,103万8,000円のところ、調定額と収入済額とも3億4,120万4,482円となったところでございます。

次に、歳出でございますが、9 ページ、10 ページを御覧ください。

歳出につきましては、特に不用額の大きいものにつきまして御説明させていただきます。

初めに、1款議会費につきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

次に、2款総務費につきましては、予算現額1億1,033万6,000円に対しまして、支出済額は1億903万9,363円で、不用額は129万6,637円でございます。

3節職員手当等でございますが、10ページから12ページにかけて御覧ください。不用額37万4,033円は、主に特殊勤務手当及び時間外勤務手当の減によるものでございます。

4節共済費におきましては、令和5年2月議会で上程した令和4年度第2回補正予算の算定において減額の錯誤がございまして、共済負担金に予算超過が生じてしまいまして、1目一般管理費、3節職員手当等から13万2,000円、10節需用費から9万2,000円、12節委託料から2万8,000円、13節使用料及び賃借料から45万6,000円を流用したものでございます。

次に、10節需用費の不用額8万6,160円でございますが、主に光熱水費の執行残によるものでございます。

次に、11節役務費の不用額13万9,603円でございますが、主に通信運搬費の執行残によるものでございます。

次に、13ページから14ページを御覧ください。

12節委託料の不用額5万7,582円でございますが、主に管理棟清掃委託及び植栽整備委託の執行残によるものでございます。

次に、13節使用料及び賃借料の不用額8万349円でございますが、主に複写機借上料におきましての執行残によるものでございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金の不用額9万1,847円でございますが、主に埼玉県市町村総合事務組合負担金の減によるものでございます。

次に、15ページから16ページを御覧ください。

2目財産管理費でございますが、積立金529万4,643円を財政調整基金に積立いたしました。これによりまして、令和4年度末財政調整基金の残額は1億2,337万7,538円となったところでございます。

次の3目公平委員会費におきましては、委員会開催事案がありませんでしたので、報酬において執行残が生じたものでございます。

次に、監査委員費につきましては、例年同様な支出をしたものでございます。

次に、3款事業費につきましては、決算書の15ページ、16ページ下段から17ページ、18ページにわたりまして御覧いただきたいと存じます。

3款事業費の予算現額2億2,264万5,000円に対しまして、支出済額は2億1,869万1,691円

で、不用額が395万3,309円でございます。

10節需用費の不用額263万2,440円でございますが、主な理由といたしましては消耗品費修繕料の執行残でございます。需用費の支出の内訳につきましては、説明書の5ページ、6ページに記載してございます。

次に、12節委託料の不用額125万4,065円でございますが、主な理由といたしまして、脱水汚泥の搬出が当初の見込みよりも少なかったことによるものでございます。

次に、4款公債費、5款予備費でございますが、支出はございませんでした。

以上、歳出合計額は予算額3億4,103万8,000円に対しまして3億3,259万1,985円を支出し、844万6,015円の不用額となったものでございます。

続きまして、20ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございますが、単位は1,000円となっております。1の歳入総額は3億4,120万4,000円、2の歳出総額は3億3,259万2,000円となり、3の歳入歳出差引額は861万2,000円でございます。4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額は861万2,000円でございます。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございませんでしたので、この金額は全額令和5年度に繰り越されるものでございます。

次に、21ページから22ページを御覧ください。

財産に関する調書でございますが、1の公有財産の土地及び建物並びに2物品につきましては、増減はございませんでした。

次に、3の基金につきましては、令和4年度中に6,845万5,000円を減額し、年度末現在高は1億2,337万7,000円となったところでございます。

以上で、第10号議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、第11号議案 令和5年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第1回）について補足説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

令和5年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正として、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,966万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものとするものでございます。

次に、2ページ、3ページは、第1表、歳入歳出予算補正となっておりますが、詳細につきましては、6ページ以降の事項別明細書で御説明させていただきます。

8ページを御覧ください。

2歳入、4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金におきましては、補正前の額1,566万1,000円、補正額180万5,000円を減額いたしまして1,385万6,000円とするものでございます。繰越金の増額補正により財政調整基金から繰入金を減額するものでございます。

次に、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金におきまして、補正前の額500万円、補正額361万2,000円を増額いたしまして861万2,000円とするものでございます。これは令和4年度決算に伴います繰越金が確定しましたので、当初予算との差額分を増額補正するものでございます。

次に、9ページを御覧ください。

3歳出、2款総務費、1項総務管理費、2目財政管理費でございますが、補正前の額250万3,000円、補正額180万7,000円を増額いたしまして431万円とするものです。これは地方財政法第7条により、剰余金の2分の1を下らない額を基金に積み立てなければならないとされているものでございます。

以上で第11号議案の説明を終わらせていただきます。

議案の補足説明は以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） 以上で、提出議案に対する当局の説明を終わります。

△監査報告

○議長（浦和三郎議員） 次に、令和4年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算について、監査報告を求めます。

野本一人監査委員。

〔監査委員 野本一人君 登壇〕

○監査委員（野本一人君） ただいま議長から、監査報告についての御指名をいただきました監査委員の野本でございます。

代表して決算審査の報告をさせていただきます。

私と議会より選出されました藤原監査委員は、去る7月10日、当組合において、令和4年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算について審査を行いました。

審査に当たりまして、会計管理者をはじめ関係職員の出席を求め、それぞれ説明を聞きながら審査を行いました。

審査の主眼としまして、1点目は、令和4年度一般会計歳入歳出決算書及び事項別明細書等の附属書類は関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であるかどうかについて、2点目は、歳入歳出予算が適正かつ効率的に執行されているかどうかについて審査を行いました。

その結果、決算書をはじめ附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、計数も誤りなく適正に表示され、また、歳入歳出予算の執行状況についてはおおむね適正に執行されているものと認めました。

なお、審査の概要につきましては、7月14日付で決算審査意見書を管理者宛てに提出し、その写しが議員各位に配付されておりますので、朗読は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが監査報告といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（浦和三郎議員） 以上で、監査委員の報告を終わります。

○議長（浦和三郎議員） 暫時休憩いたします。

休憩中、提出議案に対する追加の質疑のある方は、事務局まで通告書を提出願ひます。

再開予定時刻は、10時30分とします。

(午前10時23分)

○議長（浦和三郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

△提出議案に対する質疑

○議長（浦和三郎議員） これより提出議案に対する質疑を行います。

ただいま質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

発言は、自席で着座にて願ひします。

7番、新島光明議員。

○7番（新島光明議員） それでは、第10号議案の令和4年度歳入歳出決算書に関連して1点だけ質問させていただきます。

決算書の15ページのし尿処理費に関連してなのですが、10号議案の参考資料、説明書の3ページに処理状況比較表がございます。これによると、し尿の量が実は増えているので

す。この説明の欄にもありますように、し尿処理量全体とすれば、昨年度より691トン減少しているにもかかわらずし尿が増えていると、私の拙い考え方をすれば、公共下水道利用の拡大に伴ってし尿の量及び浄化槽の汚泥等も減るのではないかなど、とりわけし尿はくみ取りから浄化槽への移行等も考えると、さらに減るのかなというふうに思っている中で増えている、この要因は何なのか。例えば、浸水地域でトイレに雨水等が入って一時的に増えてしまったため等々の要因によるものなのかを含めて教えていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（浦和三郎議員） 7番、新島光明議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 新島議員さんより御質問いただいた第10号議案参考資料説明書の3ページ、処理状況比較表によるし尿の量が増えています、この増加原因はどのように理解したらよいかについてお答えさせていただきます。

し尿のくみ取り量が増えた要因についてでございますが、推測の域で申し訳ありませんが、台風、大雨、集中豪雨などにより貯留槽に流入したことにより、し尿のくみ取り量が増加したものと推測しております。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

7番、新島光明議員。

○7番（新島光明議員） ありがとうございます。多分私の思いと同じだったのかなと思うんですけども、参考的なものでもし分かればということで、その地域は2市1町の中でどの辺の地域がそれに該当したのかなという、ざっくりとした形でも構いませんけれども、もし分かりましたら教えていただければと思います。

○議長（浦和三郎議員） 7番、新島光明議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 御質問の地域ということでございますが、特定地域、個人の住宅等の把握を取っているところはございません。御質問のし尿処理比較表の令和4年度、3年度の銘柄区分を比較したときに、上尾市さん57トン、桶川市さん106トン、伊奈町さん6トンと2市1町で共通する事象が生じておりますので、私ども衛生組合に持ち込まれる地域で同様の自然現象があったものと解釈しているところでございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありませんか。

一通り終わりました。

7番、新島光明議員。

○7番（新島光明議員） 3回目をする予定はなかったのですけれども、もう1点だけ関連して聞きたいのですけれども、こういう自然災害に伴ってくみ取り量が増えた場合に、要因がそれによるものなのかどうなのかというのがなかなか難しい部分はあるかと思っておりますけれども、減免制度というものは考えにはならないのか、既に減免はしているのかどうなのか、その点を教えていただければと思います。

○議長（浦和三郎議員） 7番、新島光明議員の再々質疑に対する当局の答弁を求めます。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 新島議員さんの再々質問、豪雨等の際の対策、補助等というお話でございますが、生し尿等のくみ取りは各構成団体のほうで主導的に行っておるものと伺っております。その際、一定量以上の場合、災害扱い等の域に達したときにはそのような補助等は出されていると伺っているところでございます。当衛生組合としての特筆した対応や補助等は設けていないところでございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はございませんか。

以上で、7番、新島光明議員の質疑を終わります。

次に、1番、星野充生議員。

○1番（星野充生議員） 私からも、10号議案のほうから1点だけお聞きしたいと思います。

決算書では16ページの光熱水費に関してなのですけれども、説明書の5ページのとおり前年と比べれば非常に上がってきていると、使用量は減っても単価が異常に上がったということだけでこれだけの増額ということになったということで、この辺は致し方ないかなというところもありますが、この間の施設においてのいわゆる節電対策をどのようなことをやってきているのか、この辺について伺いたいと思います。

○議長（浦和三郎議員） 1番、星野充生議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 星野議員さんより御質問いただいた第10号議案参考資料説明書5ページの光熱水費、電気の節電対策についてお答えさせていただきます。

当組合の節電対策は、年度当初に電気使用量の削減を図ることを目的とし、節電対策に関する基本方針を定め、議会、会議、事務等を行う管理棟及びし尿処理施設を対象として活動しております。この基本方針は、クールビズ、ウオームビズ対応により執務環境を担保し、照明設備、空調設備等の節電及びし尿処理施設の管理上支障がない範囲での節電を推進しております。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

1番、星野充生議員。

○1番（星野充生議員） 支障がない範囲ということで、随分と苦勞されてのものだと思います。ただ、この電気料金、電気だけではないとは思いますが、エネルギー高騰は恐らくまだまだ続くと思われます。そうすると、さらなる節電というものがやはり今後必要になってくるのかなというふうに思います。その上ではさらなる節電、来年度以降、どのようなものが考えられるものなのか、この辺のお考えを伺えればと思います。

○議長（浦和三郎議員） 1番、星野充生議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 星野議員さんより再質問いただいた今後の節電の取組についてでございますが、令和5年度新しい対策として特筆して取り組んでいるものはございませんが、整備の際、更新をするポンプのモーターを高効率モーターにすることを計画しているものでございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

1番、星野充生議員。

○1番（星野充生議員） ポンプのモーターをというようなことであります。ほかにもいろいろあるのかもしれませんが、いろいろと考えた上でということだと思います。そのポンプのモーターのことについて、何か今の現時点で分かっていることがあったら、それを教えていただければと思います。

以上で終わりにします。

○議長（浦和三郎議員） 1番、星野充生議員の再々質疑に対する当局の答弁を求めます。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 星野議員さんより再々質問いただいたモーターについてでございますが、令和5年度の対象機器は3台を予定しております。ろ過原水ポンプといった呼称のポンプを3台更新する計画としておりますので、そのポンプのモーターが高効率モーターへと移行していくものでございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

以上で、1番、星野充生議員の質疑を終わります。

次に、11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） 監査報告書ですが、まとめには、結びにはとてもよいまとめ方をしていただきましてありがとうございます。1点だけ監査委員に伺います。この流用が70万8,000円とありますけれども、監査委員としての見解を伺いたいと思います。

次は、執行部のほうに伺います。一般管理費の委託料の支出相手と契約の形態、随意契約の場合にはその理由を資料にて説明をお願いします。

次に、オゾナイザー整備の随契理由で同社以外の者に施工させた場合、既存の機器の稼働に著しい支障が生じるおそれがあるためとホームページにありますけれども、支障の具体的内容をお聞かせください。

次に、周辺地区連絡協議会の交付金の相手先と用途について。

また、次に、し尿処理費の脱水汚泥処理委託、槽清掃処分委託のこの契約の形態と内容について、お願いをいたします。

次に、工事費ですが、外壁屋上防水工事で627万の設計変更の内容と、その金額を資料にて説明をお願いいたします。

最後7点目ですが、決算書で修繕費は工事費ではないのでしょうか。入札結果を見ますと、これがどこに入っているのかという決算書とは連動しなくて分かりにくくなっております。まず一つは、トラックスケール整備の入札不調の理由、その2の入札結果について伺います。

次に、説明書の6ページ、脱水機、ポンプ及びブロワ整備3,190万円の各内訳の金額を資料で御説明をお願いします。

以上です。

○議長（浦和三郎議員） 11番、北村あやこ議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

野本監査委員。

○監査委員（野本一人君） 先ほど事務局長の補足説明の答弁にありましたが、流用について

は令和5年2月定例会に上程した補正予算の積算を1か月分多く補正減したことによる錯誤であると報告を受けております。監査委員としては、予算執行残の額を正確に把握し、予算を補正することは非常に重要なこととありますので、より一層チェック体制の強化を図るようにと指示したところでございます。

○議長（浦和三郎議員） 次に、大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） 続きまして、一般管理費委託料の支出相手と契約の形態、随意契約の場合はその理由をについての御質問にお答えします。

議長の許可を得てお配りした決算審議書類1ページを御覧いただきたいと思います。

件数は11件で、一定額以下の契約として、契約規則第13条別表に規定された金額、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に当たるものとして、財務書類作成支援業務委託、備前堤草刈委託、消防設備保守点検委託、健康診断委託の4件でございます。

次に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に当たる競争入札に適さない契約をするときにと当たりまして、施設警備委託、例規データ更新委託、財務会計システム保守委託、給与システム保守委託、ホームページ保守委託の5件でございます。

次に、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に当たる特定の施設等から役務の提供を受ける契約をするとき、高齢者の雇用安定促進を図るため、随意契約として緑地整備委託、管理棟清掃委託の2件がございました。

続きまして、周辺地区連絡協議会交付金の相手先と用途について、議長の許可を得てお配りした資料2ページを御覧いただきたいと思います。

初めに、周辺地区連絡協議会に85万円を交付し、協議会から記載のとおり4地区に70万円を分配し、主に集会所の維持管理費用や地区防災備品の購入等、各地区の事業推進に充てているというふう聞いております。

次に、地区連絡協議会運営費用として15万円と各地区から会費として1万円を徴収しております。こちらの用途につきましては、組合事業、環境行政及びし尿処理施設の御理解をいただけるよう、県内の先進的な施設を視察研修しまして、その諸費用や会議費用に充ててございます。

次に、決算書で修繕料は工事請負費ではないのかの御質問にお答えさせていただきます。組合におきましては、定期整備や消耗部品の交換修繕といったものについては修繕料で予算計上し、工事請負費においては設備の変更、機器の更新といった工事において工事請負費で予算計上しているところでございます。

参考ではございますが、書籍の中で歳入歳出科目解説によりますと、修繕料とは、備品の修繕、部品の取替えのための費用で、本体の維持管理、現状復旧を目的とするもの。次に、工事請負費は、土地、工作物等の造成または製造及び改造の工事、工作物等の移転及び除却の工事等に要する経費を支出する場合というふうに記載されておりました。組合におきましては、そのような解釈の下、予算計上しているところでございます。

次に、トラックスケール整備の入札不調の理由、その2の入札結果についての御質問にお答えいたします。入札不調の理由としましては、5社を指名いたしまして、2社が事前辞退、1社が棄権し、2社が応札し、1社が予定価格に達することができず辞退となり、残りの1社が最低制限価格に達していなかったので失格となり、入札不調となりました。入札不調についてでございますが、業者の入札額と設計金額、予定価格に乖離があったものでございます。

次に、トラックスケールその2の入札結果でございますが、議長の許可を得てお配りしました決算審議資料5ページを御覧いただきたいと思っております。初めに、入札結果につきましてはホームページにおいて掲載漏れがございました。大変申し訳ございませんでした。昨日付で結果をホームページにて公表はさせていただいたところでございます。

それでは、トラックスケールその2の結果につきましては、契約業者は株式会社クリタスで、契約金額は337万7,000円で、1社随契とし、随契理由としましては、当該整備はトラックスケール整備その1で設置した機器からの計量データを組合の既存の中央監視システムに取り込む整備であるため、当該整備は既存の中央監視システムとの密接不可分の関係にあり、システム作成会社以外に施行させた場合、既存の機器の稼働に著しい支障を生じるおそれがあるため、また、故障した際には復旧の保証がないということもございまして、システム制作会社である株式会社クリタスと随意契約としたものでございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 北村議員さんより御質問いただいた第10号議案オゾナイザー整備の随意契約理由、支障の具体的な内容についてお答えさせていただきます。

オゾナイザーは、空気圧縮機、空気乾燥機、冷水循環ポンプ、空冷チラー、オゾン発生器など機器を用い、空気を取り込み、乾燥、冷却処理をした安定空気に高電高圧を加えてオゾン生成しております。この一連の機器等の動作は、産業用コンピューターのシーケンサーにより監視、制御され、安定的なオゾン生成を実現しているものでございます。このことから、制御す

るソフトウェアと整備を必要とする機器とは密接不可分の関係があるものでございます。仮に他のものに機器の整備を請負させた場合、機器の交換は可能と思いますが、関連する検出器や電磁弁の設定、調整が行えず、施行後の試運転、検査確認を行うに至らない状況が見込まれます。また、設置、交換のみで引渡しを受けたならば、監視・制御の誤動作により装置の稼働が行われない状況が容易に想定できます。このことから、装置メーカーの関東地域を所管する会社と契約しているものでございます。

続きまして、し尿処理費の脱水汚泥委託、槽清掃処分委託についてでございますが、議長の許可を得てお配りした資料の3ページ、令和4年度脱水汚泥し渣沈砂搬出状況を御覧ください。

この資料は、脱水汚泥及び槽清掃処分について、搬出先、搬出量をまとめたものでございます。

初めに、脱水汚泥でございますが、株式会社エコ計画とよりいコンポスト株式会社の2社に肥料原料として搬出したものでございます。

次に、し渣でございますが、株式会社エコ計画とオリックス資源循環株式会社に焼却処分として搬出したものでございます。

次に、沈砂でございますが、新和企業有限会社に埋立て処分として搬出したものでございまして、それぞれの搬出量は記載のとおりでございます。また、表中の搬出先企業とはそれぞれ随意契約しております。随意契約の理由でございますが、廃棄物処理においては基本的に地区内処理が望ましいとされております。県内で見ますと、埼玉県内においては寄居町に彩の国資源循環工場がございまして、その中の企業が処理することができることから随意契約するものです。また、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イに基づき、協議により処分場を有する自治体と合意したためでございます。

続きまして、外壁、屋上防水工事で627万円の設計変更の内容と金額を資料にして説明願いますについてお答えさせていただきます。

議長の許可を得てお配りした資料の4-1、外壁、屋上防水工事設計変更概要を御覧ください。

外壁、屋上防水工事は、当初7,447万円で契約いたしましたが、設計の段階では確認、推測できなかった地上面より2メートルを超えた壁面において補修を要する箇所が多数確認されたため、やむなく設計変更することに至りました。変更後の契約額は8,074万円となり、御覧いただいている資料は変更増額627万円の工事内容と金額をまとめ、金額の数値の前に黒塗りの三角は減額を示しているものでございます。

初めに、4-1ページ下段の直接仮設でございますが、強風に伴う仮設足場の倒壊を回避するため資材を変更したものでございます。

次に、4-2ページから4-3ページの上段まで建築工事の内容が記載されております。

4-2ページを御覧ください。仮設足場の設置部に現場代理人による現地調査、その調査結果に基づき行われた施工監理者による検証の結果、下地処理のクラック補修箇所が増加したものでございます。この補修は0.2ミリ未満の場合はフィラー工法を、0.2ミリ以上の場合にはノンカットフィルム工法を採用いたしました。このほか下地処理では、欠損補修、爆裂補修、塗膜浮き補修、打ち継ぎ目地補修と補修箇所が増加したものでございます。

次に、4-3ページを御覧ください。表の上から2つ目、機械設備でございますが、屋上より保守が可能とするため、FRP製の一体型から鋼製と材質の変更をしたものでございます。

次に、共通仮設費でございますが、測定点の変更によるものでございます。次に、発生材処分でございますが、施工に伴い生じた必要額を変更したものでございます。これらの変更により、最終的に627万円の増額の必要に至ったものでございます。

続きまして、イ、説明書の6ページ、脱水機、ポンプ及びブロワ等整備3,190万円の各内訳の金額を資料で説明願いますについてでございますが、議長の許可を得てお配りした資料の6ページ、脱水汚泥、ポンプ及びブロワ等整備の内訳金額を御覧ください。この資料は、説明書の6ページ上段の表イ、施設における修繕の状況の設備名称、脱水機、ポンプ及びブロワ等整備で行った7件の整備について、その内訳金額を記載したものでございます。

なお、内訳金額の算出は、落札額に対する内訳書に基づき各整備ごとの材料費、人件費に諸経費、消費税等を材料費、人件費の比率に対する案分額を求め、それを加算したものでございます。算出したそれぞれの整備ごとの金額は記載のとおりでございます。脱水機、ポンプ及びブロワ等整備の合計は3,190万円となったものでございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） まず、委託の随意契約なのですけれども、昨年6月に随意契約ガイドラインを当組合でも作っていただきまして、ホームページにも出ていて、そこは評価したいと思うんですが、ただこの随意契約で例えば金額の算定について、やはりきちんとしなさいよということが書いてあるわけなのですけれども、昨年8月のオゾナイザーの随契の答弁で

も、金額については、随意契約の見積りの徴取の在り方についてですが、今後どのような場所で同様なものが徴取できるか等調査研究し、御指摘のほかで入手した場合、安価である等の御指摘を受けないように改善に努めてまいりたいと考えているところでございますというふうに答弁しているのですが、これらの随意契約のこの金額の見積り徴取の在り方についてどのようにされたのか、御答弁をいただきたいと思います。

それから、随意契約の一覧の中で、資料ありがとうございます。見積り徴取はいいのですが、その金額とは関係なく2社であるもの、3社であるもの、4社であるものとそれぞれ違うものが出てきています。これらの基準というのはどういうものなのか、教えていただきたいと思います。

それから、トラックスケールの話なのですけれども、その1が入札不調だったと、その2を公表するのを忘れていたということなのですけれども、もう一つ随意契約の公表についても1つ抜けていて、これも昨日ということで、その辺はちょっと監査委員の御指摘ではないですけれども少し怠慢ではないかなと、我々はこの決算を見ながら入札結果などを照合して一応調査をするわけですけれども、そのときに分からないということは非常に遺憾だと思います。そこはきちんと改善をしていただきたいということと。

それから、このトラックスケールのその1とその2の関連性というのですか、入札不調になって、その後その2がどのように中身、仕様書が作られていったのか、ちょっとよく分かりません。その辺について御説明をいただきたいと思います。

それから、脱水汚泥とし渣と沈渣のことについては金額の内訳もお願いできないでしょうか。

それから、外壁防水工事なのですけれども、先ほど2メートル以上のところのクラックが予想より多く生じていたというのですが、設計では2メートルまでしか見なくていいよと、そこだけ設計しなさいよということで、2メートルから屋上までについては、今後要するに増額するおそれもあるような感じで入札を行ったということなのではないでしょうか。その辺について御説明を、仕様書では一体どうなっているのか、その辺も教えてください。

それから、この説明書の中に、脱水機、ポンプ、ブロワの整備について今、内訳を頂きましたけれども、決算書できちんと表示していただくわけにはいかないでしょうか。一々資料を見ながら、しかも中途半端な中身しか書いていないというようなものではなくて、決算書を見れば一目瞭然、何をどういうふうに使われたかということが分かるような書き方、併せて入札結果の名称と同じようにしていただければいいと思うんですけれども、その辺の改善をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（浦和三郎議員） 11番、北村あやこ議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 北村議員さんより再質問いただきましたオゾンナイザー整備についてお答えさせていただきます。

組合では、インターネットの開示情報を基に整備企業を探しましたが、地域ごとに分散したメーカーの支社はございましたが、ほかがない状況でございました。また、プラントメーカーを介して整備を検討いたしましたが、これまでの取引実績より部品価格、労務費、諸経費の全てが割高となり、実効性に乏しい参考見積りを得たものでございます。このことから、地域を所管する企業と契約することが望ましいとの結論に至ったものでございます。

続きまして、外壁、屋上防水工事についてお答えさせていただきます。

外壁屋上防水工事で2メートルまでといった仕様のお話をさせていただきましたが、実質現地確認を行い、確認したところのメーター範囲でございます。また、建物の高さにおきましては、図面等におきまして類推される高さを想定し、数字を求めていきました。変更のことにつきましては、仕様書のほうでは明記はされておきませんが、発注した仕様図のほうに現地確認をし、その必要な調整をする旨を記載してございましたので、最終的な判断はやはり現地で見たいものとするのが望ましいとした旨で、組合としては発注に至ったものでございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 北村議員さんより御質問いただきましたトラックスケールの1と2の関係性についてお答えさせていただきます。

トラックスケールその1として発注いたしました内容でございますが、トラックスケールの本体及び現場作業の操作盤、それを数値化し、集計する装置を一連で交換したものでございます。また、その際、集計したコンピューターより既存の中央監視システムと搬入量の連携を取る必要がございましたので、それをその2として発注したものでございます。その2の随意契約と至った件は、先ほど説明にもございましたが、中央監視システムで受ける側の割りつけと、その1で設置した機器の信号の取り出しといった調整が必要であったことから、随意契約として行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに。

大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） 北村議員さんから、随意契約で数社呼んでいる随契があると思いますが、これについての御質問にお答えさせていただきます。

この数社の随契でございますが、50万円以下の少額随契において数社ございましたので、4社程度を見積りに聴取しまして、随意契約とさせていただいたものでございます。

続きまして、入札結果と決算書の連動でございますが、こちらのほうは今後におきまして会計等、予算等については桶川市さんに倣っております、調査、整理してまいりたいと存じます。また、上尾市さん、伊奈町さんにも同様に調査してまいりたいと存じます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はございませんか。

一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） まず、委託の随意契約についての見積りなのですけれども、例えばこの今回1ページの資料を出していただいた財務書類作成支援48万が2社で、草刈りの49万が3社、9番の消防設備が9万2,400円で4社と、たくさん出してくれたからというか、いっぱい出たからというようなのではなくて、要するに一定金額以下の随契というのは作業というか、手続を簡素化するためにやっているもので、きちんとした幾らだったら何社とかというものを普通は定めるのではないかと思うんです。だから、逆に40万、50万だったら3社であって、9万ぐらいだったら2社でもいいとか、そういうのが普通ではないかというふうを考えるのですけれども、その辺について整理をしていただけないでしょうか。

それから、屋上防水についてなのですけれども、よく分からないのです。工事の仕様書で現場確認をするというのは当たり前の話なのです。だけれども、三百何十万ですか、相当な金額のクラックが見つかったということですから、380万ですか、もう少し設計の段階で丁寧に見れば、こんなにそごがないのではないかというふうにも思います。今後どういう工事が出てくるかは分かりませんが、これは1つの反省の材料にさせていただきたいなというふうに思います。

それから、トラックスケールの話なのですけれども、これはよく分からないのです。今回の随意契約の理由というのが新しく出てきたところでは、中央監視システムと密接不可分の関係

にあり、同社以外のものに施工させた場合、既存の機器の稼働に著しい支障を生じるおそれがあると、だったらトラックスケールのその1とその2を全部一緒にして入札なりにかければ、それは可能なのではないかということ。もう一つは、インターネットで少し調べてみました、三菱プラントエンジニアリングでしたか、そこに随意契約で委託をしているわけですが、本体の三菱という会社もこれをやっているし、全部で相当、三十数社出てきているのです。だから、今使っている機器とこれまでどおりに同じような会社でやってもらいたいというのは、楽というか安易な方法ではあるとは思いますが、市民や町民の税金が入っているということですから本当に他社でできないのかどうか、この随意契約ガイドラインにもきちんと書いてありまして、時代の変化とともにそこはちゃんと検証しなければいけないというふうに書いてあります。それを何でもこのような文書で随意契約随意契約とやってしまうのはかなり問題ではないかと思えます。その点についてどのようにお考えでしょうか。

以上です。

○議長（浦和三郎議員） 11番、北村あやこ議員の再々質疑に対する当局の答弁を求めます。
大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） 先ほどの随意契約の業者数に関しましては、今後整理していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 北村議員さんより再々質問いただいたトラックスケール整備についてでございますが、その1とその2を一括でといったお話でございましたが、その2のコンピューター関係のソフトウェアを所管する企業が特定されておりますので、一括の発注とした場合、1社に特筆した優遇性を持たせることから入札にかけることができないのではないかと内部での判断をいたし、その1、その2としたところでございます。また、その1の選定した企業でございますが、県内のし尿処理施設にアンケートを行いまして、どのような企業のトラックスケールを設置しているかといったものを調査し、その企業に対し指名参加の受付等を促しながら推奨していた機器、それと、その各会社から参考見積りを取る際、全ての企業が応札できる条件とするための仕様書の作成といったものを当該年度以前から働きかけ、作成し、計画したものでございますので、その1はメーカーとしての特筆性、また、競争に付すべき共通性を担保したものであり、また、その2につきましては、既存の中央監視のソフトウェ

アの関係から、具体的に申しますと各信号にそれぞれの割当て番地がございますが、それは個々の会社が任意に定め、割りつけ、それを集計、統合したもので監視システムは構成されておることから、どうしても設置したメーカーに頼らざるを得ない。また、それを解析してからやってくれないかとお願いした場合、企業の撤退等も懸念し、調査したものでございましたが、他のメーカーでやった場合には、調査期間を、多いところでは1年なりの調査費、調査期限をもらった後でなければ手を出すことができませんとの回答を受けております。そのために、随意契約としてやるもの、それと入札とするもので区分し、組合としては取り組んだものでございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

以上で、11番、北村あやこ議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（浦和三郎議員） 質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（浦和三郎議員） 暫時休憩をいたします。

一般質問の通告がありますので、再開後、衛生組合の事務に対する一般質問を行います。

再開予定時刻は11時20分といたします。

（午前11時14分）

○議長（浦和三郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

△衛生組合事務に対する一般質問

○議長（浦和三郎議員） これより日程に従い、衛生組合の事務に対する一般質問を行います。

一人につき質問時間は答弁を含めて30分、質問回数は3回までとなっております。

また、発言は登壇にてお願いいたします。

1番、星野充生議員。

〔1番 星野充生議員 登壇〕

○1番（星野充生議員） それでは、議席番号1番、星野充生、通告に従いまして一般質問を

行います。

今回お聞きするのは、施設の今後の整備方針、老朽化に対する整備方針になります。

前回の定例会におきましても似たようなことをお聞きしましたが、このときは特にまだ何も決まっていませんというような感じの答弁で終わりました。ただ、今回の定例会開催に当たって、監査委員のほうからの意見書におきまして、結びのところで最後のほう、令和5年度に構造物、施設の設備の老朽化についての調査として精密機能検査を実施し、その結果を踏まえて整備方針について早期に取り組みたいと、こういった意見が付されたわけです。それで、あれからそうすると何か動きがあったのかな、これから動きが起きるのかなというように思いましたので、改めてこのことについてお聞きしたいと思います。老朽化に対する設備の整備方針について、当局の考えを伺いたいと思います。

1回目は以上になります。

○議長（浦和三郎議員） 1番、星野充生議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。

滝瀬事務局長。

〔組合事務局長 滝瀬利二君 登壇〕

○組合事務局長（滝瀬利二君） 星野議員さんの質問にお答え申し上げます。

本組合の現稼働施設は32年を経過し、老朽化が喫緊の課題であり、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量が年々減少していること、循環型社会形成の推進、CO₂の削減など、し尿処理を取り巻く状況の変化を考慮しつつ、施設の老朽化に対して延命化、更新するのか、河川放流方式なのか、下水道処理方式かなど様々な比較検討をすることが必要となります。

令和5年度は、3年に1回実施する精密機能検査を委託しております。この検査の目的及び検査内容は、し尿処理施設の機能を保全するため定期的に施設の概要、運転管理実績、設備、装置等の状況を調査し、これらの結果と維持管理基準及び設計基準を比較し、処理負荷及び処理機能を検討するとともに、設備、装置、機器類の状況を検査し、必要な改善点を指摘するものでございます。この検査結果を踏まえまして、来年度に専門的なコンサルタントに委託し、今後の整備方針や方向性を進めるに当たり様々な課題の整理、それぞれのメリット、デメリット、どのぐらいの整備費用が必要なのかについて整理し、進めてまいりたいと考えております。

また、衛生組合は構成する2市1町からの負担金で事業を行っておりますので、施設の老朽化に対する予算に対して組合内部で十分な精査をするとともに、参与会議等で十分な協議を行い、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありませんか。

一通り終わりました。

1 番、星野充生議員。

〔1 番 星野充生議員 登壇〕

○1 番（星野充生議員） 御答弁ありがとうございます。動きのほうは見えてきたということではありますが、結局のところはその検査結果が出ないことには、じゃどうなるのというのは分からないということですので、これはまた今後ということになるのかもしれませんが。

ここで答弁を基にして2回目の質問としましては、3年に一回実施を、精密機能検査が行われるということのようでしたので、では前回の機能検査においてどういった結果が出て、改善点というものが指摘されてそれが改善されたのか、この間そういうことがあったのかどうか、このことについてちょっとまず伺いたいと思いますので、これを2回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（浦和三郎議員） 1 番、星野充生議員の再質問に対する当局の答弁を求めます。

滝瀬事務局長。

〔組合事務局長 滝瀬利二君 登壇〕

○組合事務局長（滝瀬利二君） 星野議員さんの再質問にお答え申し上げます。

前回、令和2年度に実施した精密機能検査の結果としては、老朽化が進んでいるが、十分に各機器、設備等に整備がなされており、処理機能には問題はない、しかし、機器設備の修繕に伴う部品は保存年数から既にない部品も多いので、今後は順次更新等の対策が必要と報告されております。この精密機能検査報告書や個別施設計画、日々の点検などでの整備の必要性が生じたものに対して、令和3年度、4年度に次亜塩素酸ソーダ貯留設備整備及びトラックスケール整備などの大きな設備の修繕、安全面の改善として屋内消火栓ポンプ整備、老朽化対策・外観の改善として外壁屋上防水工事などを行っております。今後についても、施設設備の適切な維持を図りつつ、定期的なものとして運転時間の管理や日々の機器の点検を行いながら機器の修繕、整備を行い、施設の機能維持を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はございませんか。

一通り終わりました。

1 番、星野充生議員。

〔1 番 星野充生議員 登壇〕

○1番（星野充生議員） 御答弁の中で、機械といいますか、そういうのには年数がたつと交換部品がなくなるというのは結構いろんなところであるものですので、少しそこは気になるところではございますので、この辺も含めて適切な更新といいますか、そういうところはやっていただきたいなと思っております。

今回、我々衛生組合議員も視察のほうを行きまして、登米市に行きまして、その際、管理者をはじめとして執行部の方々も御同行いただきました。特に初日の衛生センターにおきましては管理者も非常に興味津々と、この衛生センターの運営に関しては興味津々で、随分と御熱心にいろいろと質問をされていたところがございます。そこで、今後この施設、今回の視察も何か刺激を受けたのではないかと思います。その辺も含め、今後の例えばCO₂の削減ですとか、いわゆる循環型社会の形成、これとこの施設の在り方について、小野管理者の率直な思いというものを伺えればと思いますので、これにてそれをお聞きしての一般質問を終了とさせていただきます。

以上です。

○議長（浦和三郎議員） 1番、星野充生議員の再々質問に対する当局の答弁を求めます。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） 星野議員さんの再々質問にお答え申し上げます。

4年ぶりになりましたが、衛生組合議員行政視察に執行部として同行させていただきました。視察地の登米市衛生センターでは、汚泥を炭化肥料、商品名「タンピくん」として循環型社会の形成の一環を担うものとして生産、販売し、好評を得ていることを知見し、私もとても強く印象に残ったところでございます。

その上で、管理者としての整備方針、方向性の考えでございますけれども、先ほどの事務局長の答弁にもありましたが、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量が年々減少していること、施設を延命化するのか、更新するのか、河川放流方式なのか、下水道処理方式なのか、様々な要素を基に比較検討すること、費用面に関しますと、ライフサイクルコストの比較、し尿の資源化など、整備方針、方向性を決定する際には組合内部での十分な協議はもとより、参与会議で十分協議し、進めていくことが重要なことと考えております。

また、先ほど事務局長が答弁しておりましたけれども、今年度精密機能検査を委託しておりますので、その結果を踏まえまして、来年度に専門的なコンサルタントに業務委託をし、整備方針、方向性について進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたくよろしくお願

いたします。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありませんか。

以上で、1番、星野充生議員の一般質問を終わります。

次に、11番、北村あやこ議員。

〔11番 北村あやこ議員 登壇〕

○11番（北村あやこ議員） 11番、北村あやこです。

一般質問をさせていただきます。

まず1点目、職場環境の改善について伺います。前議会では、職員のアンケートについて、これまでの経緯、トラブルなどを踏まえて、管理者から今後必要があればアンケート等の実施なども検討していきたいと答弁がありました。必要とはどのような場合なのか、伺いたいと思います。2点目、ヒアリングや面談をされているということですが、上から目線で抑圧的であることを理解していますでしょうか。職員にとって面と向かって言えないことがあるということ、理解できないのかどうか、その点も伺いたいと思います。併せてアンケートを求めるものです。

2点目、資料の持ち帰りについてです。これも過去の経緯を踏まえて、資料の持ち帰り事件があったことで、その答弁として、構成市町の事例などを参考にし、調査研究をしていきたいと考えているという答弁がありました。この調査研究と禁止の規定の整備はどのようになっているのか、伺いたいと思います。

3点目、施設運営の方向性についてです。今、星野議員からも質問があって、少しダブるかもしれませんが、これは2月以降の参与会議の開催状況とその内容について伺いたいと思います。また、課題はどう整理されているのか、伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（浦和三郎議員） 11番、北村あやこ議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） 北村議員さんの御質問にお答え申し上げます。

アンケートについてでございますけれども、このアンケートにつきましても、やはり少ない人数のため個人が特定されてしまうおそれから正直に回答できない、相手の真意が伝わらないということも考えられますので、相対しての互いに顔、様子を見ながら思いを促し、聞き手になることも重要と考えております。もちろんアンケートも有効な手段であるというふうに思っ

ております。

年度初めに、衛生組合において、職員の前で管理者といたしまして職場内でのコミュニケーションをよく図ること、そしてまた何でも意見の言える雰囲気づくりをつくること、そしてまた、少ない人数での職場でもありますので、忙しいときにはお互い助け合って業務を遂行してくださいというような旨のお願いを、私も挨拶の中でその都度申し上げているところでございます。

今後につきましては、4月から就任した事務局長から4月に面談を行い、その後も定期的に行うというふうに聞いておりますので、その報告を受けて職場環境の状況について管理者として把握に努めてまいりたいと考えております。また、事務局長にも年度当初に職場環境の状況に特に注視するよう指示をしたところでございます。

以上です。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

滝瀬事務局長。

〔組合事務局長 滝瀬利二君 登壇〕

○組合事務局長（滝瀬利二君） それでは、北村議員さんの質問に順次お答え申し上げます。

上司との面談は緊張し、言いたいことも言えない雰囲気があると十分理解しておりますが、日頃から職員とコミュニケーションを取り、気兼ねなく対話ができるように心がけているところでございます。

事務局長として4月に衛生組合に異動となりまして、どのような職場なのか、事務局長として職責を果たすことができるのか、正直不安な部分もございました。まず、4月中に一度個々の職員に対して面談を行いました。内容としては、経歴、現在の業務内容と業務の量、職場の環境状況などについて話を伺いました。皆さん、職場に対してはいろんな思いがあることが分かりました。例を挙げますと、業務内容が変わって何をしたらよいのか不安である、上司が適切な指導や助言をしてくれない、業務量が増えたなどがありました。面談の中で、分からないことがあれば前任者によく聞くこと、部下の相談事に耳を傾けること、事業の進捗状況の把握などをし、部下に対して日々コミュニケーションをしっかりと行い、指導、助言するようお願いしたところでございます。今後も、職員との日々のコミュニケーションを大切にすること、3か月に1回程度面談を行うこと、管理者からの指示された職場環境の把握について注視してまいります。

次に、資料の持ち帰りについてでございますけれども、資料の持ち出しの禁止につきまして

は、令和4年度におきまして事務局長名で職員に文書で回覧いたしました。今年度においては、改めて持ち出しの禁止を徹底指導しているところでございます。

資料の持ち出しの禁止についての規定の整備につきましては、近隣の市町で調査したところ、北本市と川島町が文書取扱規程の中に文書の持ち出しの禁止事項がありますので、そちらを参考として、今後衛生組合の文書取扱規程について改定の手続を進めてまいります。

次に、施設運営の方向性についての2月以降の参与会議の開催とその内容についてでございますけれども、今年度に入りまして1回7月11日に開催してございます。

内容としては、1点目として、8月定例議会に上程予定の議案3件について御審議をいただきました。2点目として、施設の今後について議題とさせていただき、今年度に委託しております精密機能検査の現在の状況について、6月に現地調査を終了し、現在結果及び課題等のまとめを作成している段階と説明いたしました。3点目として、今後の課題の取組といたしまして、精密機能検査の結果を踏まえまして、令和6年度において施設の老朽化による施設整備の方針、方向性について専門的なコンサルタントに委託して進めてまいりたいと説明いたしました。

次に、課題はどう整理されているかの質問にお答え申し上げます。

課題の整理につきましては、1点目として、現施設をいつまで使用するのか、それまでの維持補修はどのようなものがあり、また、どれくらいの費用を要するのか。2点目として、施設を大規模改修するのか、更新するのか。3点目として、処理方式を河川放流にするのか、下水道処理方式にするのかなど様々な検討課題がございます。

これらのことにつきまして組合職員において比較検討し、それぞれのメリット、デメリット等の考察をしておりますが、建設費、将来予想の処理量、処理規模などを算出することが困難であり、具体的な内容の精査ができていない状況でございます。

先般議員さんに答弁いたしました。今年度に精密機能検査を実施しておりますので、その結果を踏まえまして施設が今後どの程度稼働できるのか判断できますので、来年度に議員さんがさきの議会でおっしゃったように専門的なコンサルタントに委託し、施設の整備方針、方向性について取り組んでまいりたいと考えております。今年度につきましては、組合内部で委託する内容、仕様書等についてしっかりと精査し、参与会議においてはその内容等について協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦和二郎議員） ほかに答弁はありませんか。

一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

〔11番 北村あやこ議員 登壇〕

○11番（北村あやこ議員） 再質問させていただきます。

まず、職場環境の改善についてなのですが、必要性についてはお答えがなかったと思います。また、正直に回答できないとか、相手の真意が伝わらないということがアンケートで御説明されたわけですが、それは面談でも同じですよ。結局はいろんな職員に聞いてみますと、無記名で誰が書いたか分からないアンケートだったら喜んでいろいろなことを書くよということも、この職員ではなくて伺いましたけれども、そのところはやはりアンケートというのはすごく必要だと思っています。

そこで、厚労省の指針というのが出されました、3年前ですが。事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針ということで、令和2年の厚労省告示5号というところがあるのですが、そこでいろんな事業者が取り組むべき内容とかというのが書かれているわけですが、そこでアンケートというのも書いてあるし、パワハラについてどういうふうにしたらいいかということもアドバイスのマニュアルがあるわけですが、そこでどのように書かれているかは御存じでしょうか。御紹介いただけたらと思います。

次に、資料の持ち帰りですが、過去の問題を一つ一つ整理する上で規約の改定をしていただくというのは非常に助かります。ありがとうございます。この前向きな姿勢に感謝をしつつ、これはいつまでに整備されるのかも伺いたいと思います。お願いいたします。

それから、施設運営の方向性についてなのですが、前議会でも下水道施設のメリット、デメリットと課題を整理しながら方向性について検討したいというふうに、同じようなことを今回も前議会でも言っているということですが。一番今気になっているのは、この方向性について3年前に策定したし尿処理施設整備基本構想、これはどう活用されるのでしょうか。これだと、今おっしゃった課題の河川放流か、下水道施設かというような課題というのは出されていないわけですよ。3年前に作ったものが、要するにあまり役に立たなくなるということなのかなと素朴な疑問を感じます。その辺についての見解を教えていただければと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（浦和三郎議員） 11番、北村あやこ議員の再質問に対する当局の答弁を求めます。

滝瀬事務局長。

〔組合事務局長 滝瀬利二君 登壇〕

○組合事務局長（滝瀬利二君） 北村議員さんの再質問にお答え申し上げます。

厚生労働省が策定したパワーハラスメント対策導入マニュアルにおいて、社内のパワハラ対策の取組として予防するために5つの取組が書かれています。1点目としてトップのメッセージ、2点目としてルールの決定、3点目としてアンケートによる実態把握、4点目として教育、研修、5点目として組合組織の方針や取組について周知啓蒙とあります。アンケートによる実態把握についてはマニュアルがございますので、必要性を認識しているところでございます。繰り返しの答弁になりますけれども、定期的に面談を実施し、今後も事務局長の職責としてしっかり職場環境の状況の把握に努めてまいりたいと思います。

次に、文書取扱規程でございますけれども、先ほど答弁しましたとおり、北本市、川島町の文書取扱規程を参考として、今年の12月までに改定するように努めてまいります。

次に、基本構想についてでございますけれども、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量の減少が基本構想での予測より減少が増加傾向にあること、施設設備方針については延命化、更新、さらに下水道放流方式にするのか、循環型社会形成の推進など、し尿処理を取り巻く状況が変化していることを考えますと、先ほど答弁いたしました、精密機能検査の結果を踏まえまして来年度に施設設備方針、方向性について専門的なコンサルタントに委託し、進めてまいりますので、基本構想を踏襲しつつ新たに施設整備計画を作成していくことになるかと考えております。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

〔11番 北村あやこ議員 登壇〕

○11番（北村あやこ議員） 3回目の質問を行います。

多分、私たちが改選に当たりますので、この議会でいろんな問題を提起するのもこれが最後かなと思いつつ、精いっぱいこの組合がよくなることを望んで質問をしてきました。その中で、やはり小さな組織ですけれども職員の声というのは幾つか聞こえてまいります。やっぱりアンケートだと正直に書けるんだという声も聞きます。この厚労省の指針の中に、事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動を禁止する問題に関し、行うことが望ましい取組の内容とあって、先ほども事務局長から答弁ありましたけれども、やはりアンケートはちゃんとやったほうがいいというふうに書いてあるわけです。それをやらないとあって、面談だけやる

よということは、かなり相対すれば、私たちでもそうですけれども、しゃべることも、話を
する内容も変わってくるわけですから、アンケートは絶対に必要だというふうに思っております。

ここで管理者はぜひ、事務局長が頑張っているのもよく分かりますけれども、それとともに
アンケートを実施しながら、よりよい職場になるように向かっていただきたいなという思いか
ら、ぜひその取組についてアンケートについてやっていただくように、時期をいつにするか
というのがありますけれども、なるべく早い時期にやっていただくように再度重ねてお願いを
申し上げます。御答弁をいただきたいと思います。

それから、先ほどの処理方針のし尿施設の整備基本構想ですが、こんな立派な本で3年前に
コンサルに委託して出来上がっているわけです、これを活用しつつと言いつつも、これは更新
か、あるいは修繕かということしか書いていないわけです。今後どういうふうにするかとい
うときに、これをどのように活用していくのかというのがよく分かりません。一生懸命これを読
んでも、やはり将来についての見通しが、3年前とそんなに需要も傾向も変わっていないとい
うふうに思うんですが、3年前にはこれが見通せなかったということのような表現の答弁をさ
れたと思うんですけれども、本当にそうなのでしょうか。そのところの見通しがちょっと甘
かったのか。それとも、これは十分どこどこが生かせるよということならまた御説明をいた
だきたいと思います。

重ねまして、参与会議ですけれども、今回私たちも視察に行かせてもらって、勉強もさせて
いただきました。ただ、この新しい処理方式をどうするかというところの先進市や町、組合に
ついてはまだ視察もされていません。ぜひ参与会議の中で先進市について、組合の中では事務
局として視察をした経緯はありますけれども、きちんとした方向性を決めるのにやはりその辺
の先進市の視察というのは重要だと思います。それを基に再度御検討いただきたいというふう
に思いますので、その参与会議についても管理者、ぜひ方向性のためにも取組をお願いしたい
と思います。

以上で私の一般質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（浦和三郎議員） 11番、北村あやこ議員の再々質問に対する当局の答弁を求めます。
小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） 北村議員さんの再々質問にお答え申し上げます。

アンケートの件でございますけれども、前議会においても今後必要があればアンケート等の
実施なども検討していきたいというふうに答弁させていただいておりますけれども、アンケー

トにつきましては今後検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁は。

滝瀬事務局長。

〔組合事務局長 滝瀬利二君 登壇〕

○組合事務局長（滝瀬利二君） 北村議員さんの再々質問にお答え申し上げます。

基本構想についてでございますけれども、内容的になかなか詳細な内容というのは書かれていないということでございますけれども、その中で生かせるものは参考にさせていただいて、また新たにいろんな課題がありますので、そのような整理をしながら本当に真剣に整備については取り組んでまいりたいと考えております。

また、議員さんに御提案いただきました参与会議の中で視察ということでございますけれども、そちらにつきましても今後先進地等の視察ということも検討させていただきます。御理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

以上で、11番、北村あやこ議員の質問を終わります。

○議長（浦和三郎議員） 暫時休憩をいたします。

自席での休憩をお願いします。

休憩中、提出議案に対する討論のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

（午前11時54分）

○議長（浦和三郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時55分）

△討論

○議長（浦和三郎議員） これより討論を行います。

ただいま討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（浦和三郎議員） 討論はないものと認め、討論を終結いたします。

△採 決

○議長（浦和三郎議員） これより採決を行います。

初めに、第10号議案 令和4年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（浦和三郎議員） 起立全員であります。

よって、第10号議案は認定することに決しました。

次に、第11号議案 令和5年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第1回）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（浦和三郎議員） 起立全員であります。

よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案 公平委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（浦和三郎議員） 起立全員であります。

よって、第12号議案は同意することに決しました。

△閉会中の継続審査

○議長（浦和三郎議員） 次に、議会運営委員長から、所管事務調査事項について特定事件としたい旨の申出がありましたので、議会運営委員会所管事務調査をお手元に配付してあります。

この際、特定事件を議題といたします。

お諮りします。

特定事件については、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（浦和三郎議員） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

△管理者の挨拶

○議長（浦和三郎議員） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

この際、挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） 令和5年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会におきましては、令和4年度歳入歳出決算の認定及び令和5年度歳入歳出補正予算等の議案につきまして、議員の皆様におかれましては熱心に御審議を賜り、いずれも原案どおり御議決をいただき、誠にありがとうございました。

結びになりますが、まだまだしばらくは暑い日が続くことと存じますが、議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に御留意いただきまして御活躍されますことを心より御祈念申し上げます、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

△閉会の宣告

○議長（浦和三郎議員） 以上をもちまして、令和5年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

午前11時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 浦 和 三 郎

議 員 池 田 達 生

議 員 小 川 明 仁

参 考 资 料

議案審議結果一覧表

管理者提出のもの（3件）

議案番 号	件名	提出 年月日	議決 年月日	結果
10	令和4年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計 歳入歳出決算の認定について	5 8.4	5 8.4	認定
11	令和5年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計 補正予算（第1回）	5 8.4	5 8.4	原案可決
12	公平委員会委員の選任について	5 8.4	5 8.4	同意